

◎新潟県告示第1016号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6丁目8番20号	有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6-8-20	訪問介護	H26.5.31
有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6丁目8番20号	有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6-8-20	介護予防訪問介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	まちなかデイサービス	新発田市大栄町7丁目1番7号	通所介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	まちなかデイサービス	新発田市大栄町7丁目1番7号	介護予防通所介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	居宅介護支援センターまちなか	新発田市大栄町7丁目1番7号	居宅介護支援	H26.5.31